

Q 職場の雰囲気はどうか？

- ◆法学部出身ではないので、知識面で不安がありました。が、いつでも、上司や先輩が相談に乗ってくれ、仕事のやり方や根拠を丁寧に教えてくれるので、とても働きやすいです。(事務官・男性)
- ◆職場は明るく温かい雰囲気です。伸び伸びと仕事をすることができます。上司や先輩は、私の考えや思いを尊重し、色々なことに挑戦させてくれたり、相談に乗ってくれたり、一緒に考えてくれ、安心して仕事に取り組むことができます。頑張れば頑張った分、きちんと評価してもらえる職場です。(調査官補・女性)



Q 実際に働いてみて、裁判所の魅力は何だと思えますか？

- ◆個人プレーではなく、それぞれの職責が役割を担い、1つのチームとして仕事に取り組めることだと思います。(事務官・男性)
- ◆日々、家事事件や少年事件を通じて当事者に向き合っています。当事者の悩みや苦しみに接することには難しさもありますが、問題が解決して笑顔が見られたり、少年の成長を実感できたときは、何とも言えないやりがいを感じます。(調査官補・男性、女性)
- ◆職場は、多くの女性が活躍していて、男女を問わず、育児休業や育児時間などの制度を利用している人がたくさんいます。子育てをしながら生き生きと仕事をしている先輩を見て、男性も女性も活躍できる職場であることに魅力を感じています。(調査官補・女性)



Q 仕事の後や休日はどのように過ごしていますか。

- ◆スケジュール管理をして、集中して仕事をすれば、平日でも十分にプライベートの時間をとることができます。仕事の後は、職場の仲間とランニングをしたり、体を動かして、次の日に向けて充電しています。(事務官・女性)
- ◆休日は、学生時代の友人と趣味のサッカーやテニスをしたりして、仕事から離れ、リフレッシュしています。(事務官・男性)
- ◆勤務時間が終わった後は、同期や先輩と食事に行き、情報交換をしたり、親睦を深めたりしています。また、週末は、旅行に出かけたり、仕事で求められる知識を深めるため、講習会や勉強会に参加することもあります。(調査官補・男性、女性)

Q 今後の目標を教えてください。

- ◆裁判所書記官になるため、有志の勉強会などで日々勉強中です。職務の幅を広げ、利用者の目線に立って充実した司法サービスを提供できる書記官になりたいと思っています。(事務官・男性)
- ◆家庭裁判所調査官は、家族や少年にとっての大切な局面に関わる仕事です。当事者が少しでも良い方向に向かっていけるよう、家族や少年の変化や成長を手助けすることができるよう、一步一步成長していきたいです。(調査官補・男性、女性)



Q 受験生に一言アドバイスをお願いします。

- ◆就職活動中は、漠然とした将来への不安もあると思いますが、私は、裁判所に入って良かったと思っています。受験勉強は大変だと思いますが、将来のイメージをしっかり持って頑張ってください。(事務官・男性)
- ◆大学で法律を学んでいなくても全く心配ありません。働きやすい環境が整っていて、女性も安心して長く働ける職場だと思います。是非、一緒に働きましょう。(事務官・女性)
- ◆日々、色々な人との出会いがあり、成長し続けられる仕事です。仕事に誇りややりがいを感じている職員がたくさんいるので、ぜひ、裁判を傍聴したり、見学セミナーに参加してみてください。(調査官補・女性)

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています！



研修・研究制度

裁判所が適正・迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、担当職務を行うための基礎知識や技能等の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(Off JT)とを相互に関連させた効果的な研修制度や研究制度を用意しています。

採用1年目の研修

集合研修(Off JT)

裁判所事務官

家庭裁判所調査官補

4月 フレッシュセミナー

フレッシュセミナー

4~5月 新採用職員研修等

新採用職員研修等

(翌年)
2~3月 フォローアップセミナー

家庭裁判所調査官
養成課程研修

裁判所職員総合研修所入所試験に合格した場合には、翌年度から同研修所で裁判所書記官養成課程研修を受けます。

◎フレッシュセミナー

採用直後に、裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

◎新採用職員研修等

裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。

◎フォローアップセミナー

採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

養成課程研修

裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所は、広大な敷地の中に専用設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。



裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1~2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

【研修内容】

憲法、民法、刑法、訴訟法、家事事件手続法、少年法などの法律科目のほか、事件の受付、進行管理、調書作成などを学ぶ実務科目があります。

家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり職務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

【研修内容】

憲法、民法、刑法、家事事件手続法、少年法などの法律科目や臨床心理学、発達心理学、家族社会学、教育学などの人間関係科学科目のほか、調停事務や面接技法などを学ぶ実務科目があります。



研修の様子を教えてください。

研修生達は、全国から集まった仲間とともに、切磋琢磨しながら研修に励んでいます。講義を聴くだけでなく、色々な経歴の研修生同士で議論することで、物事を多面的に考え、自分の意見を周りに伝える力を培っています。また、裁判所書記官養成課程と家庭裁判所調査官養成課程の合同研修や合同講義なども行われており、そこでは、職種を超えた交流が行われています。

さらに、課業時間後も、スポーツなどを通じた研修生同士の交流が見られます。

実務研修・研究

裁判所事務官の研修例

◎事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

◎事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識・技能を付与します。

裁判所書記官の研修・研究例

◎書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するのに必要な資質、能力の向上を図ります。

◎書記官実務研究

書記官の実務における諸問題について、体系的・実証的な研究を行います。



家庭裁判所調査官の研修・研究例

◎家裁調査官実務研修

若手家裁調査官を対象に、実務能力の総合的な向上を図ります。

◎家裁調査官専門研修

中堅家裁調査官を対象に、職務遂行に必要な専門的知識の習得・技能の向上を図ります。

◎家裁調査官特別研修

複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

◎家裁調査官実務研究

家裁調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

※ここに挙げたものは一例であり、このほかにも担当職務に必要な研修などを行っています。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。



在外研究レポート ～アメリカオレゴン州より～



研究内容

私は、平成24年7月から1年間、長期在外研究員としてアメリカ合衆国オレゴン州に派遣され、同国の司法制度や司法運営について調査研究を行いました。

派遣期間中は、州の第一審裁判所の研究員として、同裁判所内で行われている裁判実務について幅広く研究するとともに、裁判情報のデジタル化(いわゆるeCourt化)に向けた取組みなど、今まさに同国の裁判所が直面している問題や新しい裁判所に向けた動きなどを目の当たりにすることができ、裁判所職員でなければ得られない経験となりました。

色々な経験

その他にも、家族間の紛争解決に関する国際会議への出席など、裁判所内外の実務に携わる多くの方々から生の声を聞くことができ、これまでとは異なる新たな視点を学んだことで、改めて日本の裁判制度や実務について考えるようになりました。さらに、一年間現地で生活したことで、文化的、社会的背景から来る違いも知ることができ、視野が大きく広がり、成長したように感じています。



オレゴン州裁判所の職員と

加藤 紀子

最高裁判所 民事局第二課渉外民事係長

[略歴]

H15 裁判所事務官として採用(神戸)

H17 裁判所書記官に任官(神戸)

H24 在外研究(アメリカ合衆国)

H26 最高裁判所民事局第二課渉外民事係長

在外研究の経験を活かして

現在、私は、裁判上の文書の送達や証拠調べを外国に依頼したり、外国から依頼を受ける手続に関する仕事をしています。

在外研究での経験が役立っているのはもちろんですが、多角的な視点から物事を検討することの必要性を感じており、在外研究で得た知識や経験を活かしながら幅広い視野を持って職務を行っていきたくと考えています。

裁判所には、他にも色々な研修・研究制度が整っており、自分を成長させることができる魅力ある職場です。

みなさんも私たちと一緒に働いてみませんか。



ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

裁判所では、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、男女ともに働きやすい環境作りに取り組んでいます。

仕事と家庭の両立を支援するため、以下のような各種制度が設けられているほか、男女を問わず、多くの職員がそれぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

○育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

○育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通して2時間を超えない範囲内で利用可能。

○男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

○子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

○配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日間の範囲内で取得可能。

○介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。 など

家族との時間も大切に



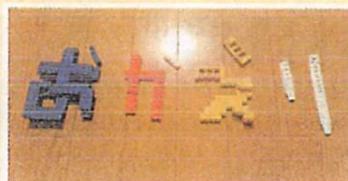
堺 あすか (平成8年採用)
福岡地方裁判所 刑事松延裁判員係長

Q 出産、子育てのため、どのような制度を利用されましたか。また、現在、利用されている制度はありますか。

妊娠中は、通勤緩和制度を利用して、1時間遅く出勤していました。また、出産後は、3人の子どもそれぞれについて育児休業を取得しました。現在は育児時間を取得して、午前9時30分から午後4時30分まで勤務しています。また、子どもが急遽病気になった時は子の看護休暇を取得しています。

Q 職場復帰する際、不安はありませんでしたか。

育児休業中は、職場から職務に必要な情報提供がなされていましたし、復帰に際しては、新しい職場や職務に関する研修を企画してもらったり、育児支援制度等の利用について、予め人事担当者から説明があったりしたので、復帰後のイメージが沸き、不安が解消されました。



Q 現在、育児と仕事をどのように両立されていますか。

裁判所は育児と仕事を両立するための制度がとても充実しています。私は、裁判員係長として裁判員候補者の名簿作成に関わる事務や裁判員候補者からの問い合わせ対応などを担当していますが、上司や同僚も、常に働き方を見直そうという意識がとても高く、少しでも合理的、効率的に仕事を行っていることが、育児時間を取得している私にとっても刺激となっています。

職場復帰後は、家で家族の帰りを待つことはできなくなりましたが、家庭においては、夫ができる限り育児や家事に協力してくれており、私も子どもとの時間を大切にしたいので、寝る前には必ず絵本を読んであげており、それが癒しの時間となっています。先日、玄関先に「おかえり」とレゴブロックで作った子ども達からのメッセージが置いてあり、働く親ならではのプレゼントをもらいました。やりがいを持って責任ある仕事に取り組み、家族との時間も大切にできる、裁判所はそんな職場だと思います。

パパ、子育て奮闘中



山田 学 (平成15年採用)
名古屋家庭裁判所 家庭裁判所調査官

Q 子育てのためにどのような制度を利用されましたか。

我が家には現在、4歳の娘と0歳の息子がいます。出産に立ち会いたいという思いや育児に携わりたいという思い、出産時や産後体力が回復するまでの妻の手助けをしたいという思いなどがあり、二人の子が産まれてくるときには、いずれも配偶者出産休暇・育児参加休暇に加え、約1箇月間の育児休業を取得しました。

Q 育児休業を取得する際、不安はありましたか。

当初は、男性の私が育児休業をとることについて職場から理解が得られるのか、私が担当している事件をどうすればよいのかなど、いろいろなことが頭に浮かび、不安がありました。しかし、育児休業取得について上司に相談した際、「心配せずに休みなさい。」と助言をいただき、また、利用できる制度の説明を受けたり、同僚から大丈夫だと言葉を掛けてもらったりする中で、安心感を持つことができるようになっていきました。職場には仕事と育児を両立している職員が多く、アドバイスを受けたり、育児について情報交換したりすることもあり、育児をしながらも働きやすいと感じています。

Q 現在、育児と仕事をどのように両立されていますか。

現在は、育児休業中の妻に家事・育児の多くを任せていますが、いずれ妻が仕事に復帰することを見越し、残業せずに現在と同じ質の仕事をごさせるよう、日々仕事の効率化を意識しています。これは、職場全体の目標でもあり、職場としてより効率化できる点について皆で話し合ったりすることもあります。

Q 育児休業を利用した感想をお聞かせください。

産後の体調が優れない妻に代わって家事を担ったり、息子が産まれてなかなか妻に甘えられない娘と一緒に過ごす時間を長く取ったりと、育児休業を取得しなければできなかったことが多くありました。子どもが産まれてから1箇月間、集中して育児に携わることで、育児への責任感が強くなり、仕事の効率化への意識が高まるなど、家庭面でも仕事面でも、本当にたくさんのものを得ることができたと感じています。



待遇

給与

国家公務員試験採用者と同じです。

初任給	総合職試験(院卒者区分)	242,372円 (行政職俸給表(一)2級11号俸)
	総合職試験(大卒程度区分)	213,816円 (同2級1号俸)
	一般職試験(大卒程度区分)	205,556円 (同1級25号俸)
	一般職試験(高卒者区分)	167,678円 (同1級5号俸)

諸手当

- 期末・勤勉手当(ボーナス)
- 住居手当
- 通勤手当
- 扶養手当
- 超過勤務手当等

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。
 ※上記の内容は平成27年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間	1日7時間45分
休日	土曜日・日曜日、祝日及び年末年始
休暇	年次休暇 年間20日 <small>※4月1日採用の場合、採用年は15日 残日数は20日を限度として翌年に繰越し</small>
	特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)
	病気休暇
	介護休暇

福利厚生

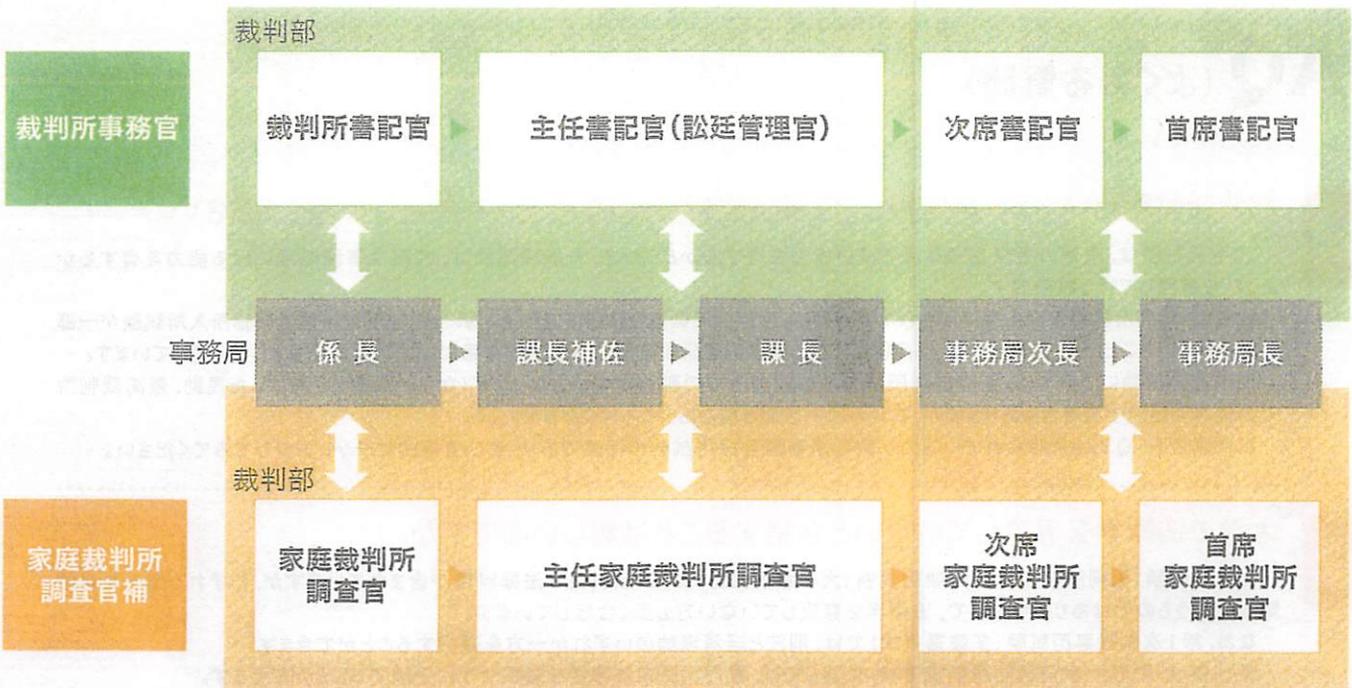
共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。

また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

キャリアパス

採用試験の種類(総合職試験・一般職試験)にとらわれることなく、**成績主義・能力主義**に基づく人事管理が徹底されています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、職員の意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。

昇進の具体的なイメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。





採用試験

裁判所事務官

		総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者	21歳以上30歳未満(※)の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者(中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可)
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
		専門試験(多肢選択式)			作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	論文試験(小論文)		
		論文試験(小論文, 特例希望者のみ)	専門試験(記述式)		
		専門試験(記述式)	人物試験(個別面接)		
第3次試験	人物試験(集団討論及び個別面接)		人物試験(個別面接)		

一般職試験(社会人区分)は、採用予定がある場合に実施します。

家庭裁判所調査官補

		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
		専門試験(記述式)	
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	
		専門試験(記述式)	
		人物試験(集団討論及び個別面接)	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページに、試験内容の詳細を掲載しています。

そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、説明会のお知らせなど、最新の情報をたくさん掲載していますので、ぜひご覧ください。

FAQ (よくある質問)

Q1

総合職試験(裁判所事務官)と一般職試験(裁判所事務官)の違いを教えてください。

総合職試験は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

総合職(裁判所事務官)として採用された場合には、給与面で優遇される(P.14)とともに、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、先輩たちは、採用後2年目に養成課程研修を受け、採用後3年目には裁判所書記官として活躍しています。

採用後の異動については、高等裁判所所在地の裁判所での勤務が中心となります(なお、県単位を異にした異動、最高裁判所での勤務を経験する場合がありますが、これらは一般職と異なることはありません)。

特例制度(→Q3)も設けられているのが裁判所事務官採用試験の特長であり、ぜひ積極的にチャレンジしてみてください。

Q2

大学で法律学を専攻していないと合格することは難しいのですか。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。

なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法律学を選択せずに受験することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部等、様々な学部出身者が活躍しています。

また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程研修など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

Q3

総合職試験(裁判所事務官)の特例制度とは何ですか。

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、総合職試験に不合格となった場合に、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定を受けることができる制度です。

特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q4

いわゆる官庁訪問のように、勤務希望地にある裁判所を訪問する必要はありますか。

裁判所では、いわゆる官庁訪問のように裁判所を訪問する必要はありません。

Q5

受験の申込方法を教えてください。

申込方法は、郵送又はインターネットとなりますが、できるだけインターネット申込みを利用してください。詳細は受験案内を参照してください。

なお、総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

Q6

希望する任地に採用されるのでしょうか。

◆ 総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

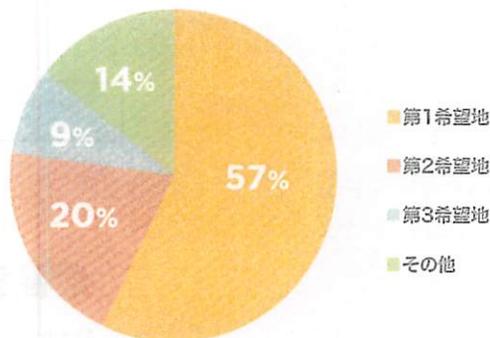
なお、総合職試験(裁判所事務官)の合格者については、採用内諾者全員を採用しています。

◆ 総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の大規模の家庭裁判所の中から採用庁が決定されます。

◆ 採用庁の決定に当たっては、本人の希望も考慮しますが、各裁判所の欠員状況などもありますので、必ずしも希望どおりになるとは限りません。

下のグラフは、平成26年度一般職試験に合格し、平成27年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

採用者の約8割が希望地で採用されています



総合職試験(裁判所事務官)については、平成27年度試験から、一般職試験と同様、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁を決定しています。

Q7

採用後の異動について教えてください。

◆ 総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合については、Q1を参照してください。

◆ 一般職試験に最終合格して採用された場合は、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります。異動は、採用された裁判所の所在する都道府県内で概ね3年を目安に行われるのが一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、当該高等裁判所の管轄区域内での県単位を異にした異動が行われることがあるほか、その能力と勤務成績次第で、総合職試験(裁判所事務官)採用者と同様の異動が行われることがあります。

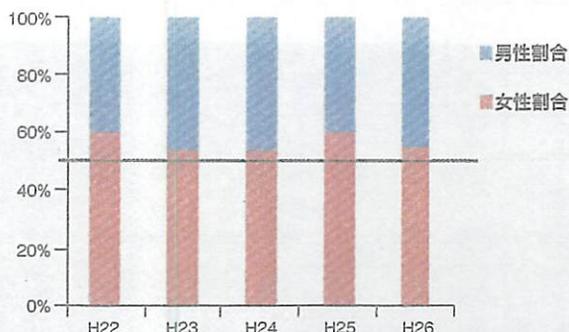
◆ 総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家裁判所等で勤務することとなります。

Q8

採用者の男女比はどうなっていますか。

右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の女性の割合は50%を超えています。

裁判所では、多くの女性職員が活躍しています。



採用試験に関する詳細は、裁判所ウェブサイトに掲載されています。ぜひご覧ください。

裁判所職員採用試験

検索

裁判所職員採用試験

検索



最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL.03-3264-8111(大代表)

<http://www.courts.go.jp/>